

## 犯罪被害者団体等の要望事項

### 損害回復・経済的支援に関する要望

- |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>損害賠償の請求についての援助等(第12条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附帯私訴制度の導入</li> <li>・ 損害賠償命令制度の導入</li> <li>・ 損害賠償債務の国による立替払及び求償等</li> <li>・ 公費により弁護士を選任しての法的支援</li> <li>・ 国による損害賠償請求費用の補償</li> <li>・ 日本司法支援センターの活用</li> </ul> | <b>給付金の支給に係る制度の充実等(第13条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等給付金制度の充実</li> <li>・ 医療費の支給等新たな犯罪被害者等補償制度の導入</li> </ul> <b>居住の安定(第16条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅への優先入居</li> </ul> <b>雇用の安定(第17条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主等の理解の増進</li> <li>・ 被害を回復するための休暇制度の導入</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 精神的・身体的被害の回復・軽減に関する要望

- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条関係)**
- ・ PTSDに関する医療・福祉サービスの充実
  - ・ 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実
  - ・ 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実
  - ・ 犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成
- 安全の確保(第15条関係)**
- ・ 出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示
  - ・ 刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開
  - ・ 加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用シェルターの確保
  - ・ 再被害防止のための省庁間の連絡制度の充実
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条関係)**
- ・ 関係職員への研修の充実
  - ・ 関係職員の対応・施設の改善
  - ・ 弁護活動における配慮等

### 刑事手続への関与拡充に関する要望

- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条関係)**
- |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起訴への関与等</li> <li>・ 公訴参加制度の導入</li> <li>・ 犯罪被害者等のための公的弁護人制度の導入</li> <li>・ 捜査情報の提供</li> <li>・ 不起訴事案に関する情報提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判決確定後の加害者情報の提供</li> <li>・ 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達</li> <li>・ 刑事司法手続に関する情報の提供の充実</li> <li>・ 少年保護事件への参加等</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 支援等のための体制整備に関する要望

- |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>相談及び情報の提供等(第11条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等支援窓口の一本化</li> <li>・ 「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実</li> <li>・ 犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実</li> <li>・ 早期支援体制の確立</li> <li>・ 長期支援体制の確立</li> <li>・ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成</li> <li>・ 公費による弁護士選任</li> </ul> | <b>調査研究の推進等(第21条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTSDに関する調査研究及び専門家の養成</li> <li>・ 犯罪被害実態等に関する調査研究の充実</li> <li>・ 犯罪被害者等支援に関する研究・教育・研修を行う<br/>国公立の「犯罪被害者総合支援センター」の設立</li> </ul> <b>民間の団体に対する援助(第22条関係)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の団体に対する財政的援助の充実</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 国民の理解の増進と配慮・協力の確保に関する要望

- 国民の理解の増進(第20条関係)**
- ・ 生命の大切さ、暴力防止や犯罪被害に関する教育活動の充実
  - ・ 記念日や週間を活用した定期的な広報啓発活動の実施
  - ・ メディアを活用した広報啓発活動
  - ・ メディアの過剰な取材活動、プライバシー侵害に当たる報道等の改善

### その他の要望

- 意見の反映及び透明性の確保(第23条関係)**
- ・ 犯罪被害者等からの継続的な意見聴取等の実施
  - ・ 意見を反映した基本計画の策定等
  - ・ 基本計画策定における犯罪被害者等の関与の充実
  - ・ 基本計画の効果的な公表等

その他  
・ 憲法改正 等

## 犯罪被害者等基本法の基本的施策に係る犯罪被害者団体等の要望

- 1 相談および情報の提供等【基本法第11条。ただし、以下の要望中には、基本法第12条における「犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助」、同第18条における「刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供」についての要望としての側面を有するものも含まれている。】

(基本法第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。)

### 【要望】

#### □ 犯罪被害者等支援窓口の一本化

- ・ 生活費、医療費、住居費に困ったとき、それぞれ担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本化してほしい。
- ・ 被害者がどこに相談に行けばよいかわからないよう、地方公共団体の被害者の対応窓口を一本化すべき。相談機関の人員も充実すべき。
- ・ 被害者支援窓口の紹介(一本化した総合窓口の設置)や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底(パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等)

#### □ 「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実

- ・ 「日本司法支援センター」が被害者にとって分かりよい、真の相談窓口となる為に、基本計画の施策立案・実施において司法に関する問題整理をし、機能させる。

#### □ その他犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上

- ・ 被害者支援窓口の紹介(一本化した総合窓口の設置)や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底(パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等)
- ・ 全国どこでも等しく必要な時に必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上
- ・ 被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。
- ・ 被害者同士に出会うための情報などを積極的に情報収集できない犯罪被害者にも適切に情報提供すべき。
- ・ 犯罪被害者対策室活動内容及び被害者への情報提供に関する地域的バラツキを解消する。
- ・ インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者の間に不公平が生じない処置をとること。

- ・ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- ・ 被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。
- ・ 被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。
- ・ 警察庁犯罪被害者対策室の活動内容を見直すこと。
- ・ 現状の情報提供は、聞かれたら答えるというスタンスであり、今後は受身の活動にならないこと。
- ・ 関連法律の洗い出し、整備をし、被害者対策の充実を図ること。
- ・ 警察刷新会議で新たに作られた制度が、現場で機能するように仕組み・規定を徹底すること。「情報公開」「苦情申し出制度」「警察署協議会」等。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」(警察庁)及び冊子「被害者の方々へ」(検察庁)の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

#### □ 犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実

- ・ 司法手続(刑事・民事)に関する情報が全く得られなかった。
- ・ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」(警察庁)及び冊子「被害者の方々へ」(検察庁)の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

#### □ 早期支援体制の確立

- ・ 被害発生後48時間以内の早期支援開始体制の確立と、特に24時間以内に支援チームによる被害発生から葬儀終了までの危機介入
- ・ 危機介入チームの設立(被害者が亡くなった場合、民間、行政諸機関が合同で24時間以内に支援チームにより、被害発生から葬儀終了まで遺族などを支援する)
- ・ 被害直後の遺族は茫然自失状態なので、支援者側が積極的に介入し、必要な支援をその時期に応じて関係機関とも連携しながら適切に提供すべき。

#### □ 長期支援体制の確立

- ・ 長期間にわたる苦悩に対応するために、身近なところで安心して電話相談・面接相談を受けることができる体制づくりが必要
- ・ 電話相談や面接相談等による長期的支援体制の確立

□ **犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成**

- ・ 被害現場で適切な助言・指導をしてくれる人、冷静に事務処理をしてくれる人、正確な情報を伝えてくれる人がチームを組んで支援することが是非とも必要
- ・ 被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネーターが必要である。
- ・ 事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要
- ・ 被害者支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成をすべき。

□ **公費による弁護士選任**

- ・ 公費により弁護士を選任することを制度化

□ **その他の支援**

- ・ 表に出てこれない潜在化している被害者に対するケアの検討

## 2 損害賠償の請求についての援助等【基本法第12条】

（基本法第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。）

### 【要望】

#### □ 附帯私訴制度の導入

- ・ 附帯私訴制度の導入

#### □ 損害賠償命令制度の導入

- ・ 刑事裁判の判決中において、被害者に対する賠償を命ずる制度を創設してほしい。

#### □ 損害賠償債務の国による立替払及び求償等

- ・ 国が加害者に対する損害賠償金を立て替えて被害者に支払い、加害者に対して求償するシステムにすべき。
- ・ 損害賠償命令やその他の損害賠償は、国が被害者に立て替え払いをしたあと、加害者から取り立てる制度を導入してほしい。
- ・ 被害者への賠償不履行については、一般民事における債権回収とは別に法規定を整備し、国から租税課税と同等以上の強制力をもって加害者に対する求償を行うようにする。
- ・ オウムの破産債権は、まだ20億ある。国が取得すれば、その債権を行使し続けることにより、オウム集団への監視を実効的にできる。
- ・ 国が被害者から求めがあるときは、国がその正当を認定して被害者に補償し、国が加害者に賠償請求権を行使すべきである（オウム事件のように国のかわりに、命を失い、障害を負った場合等）。

#### □ その他損害賠償請求の実効性確保のための制度等

- ・ 服役中の作業報奨金を自動的に賠償命令や債務名義に充当
- ・ 損害賠償請求が認められても、実際は支払われないことが多く泣き寝入りせざるを得ないのが悔しい。
- ・ 加害者が精神障害者や少年の場合に保護者等に民事賠償の責任があることを法律上明確にしてほしい。
- ・ 損害賠償を完遂したことが確認されない限り、加害者への運転免許は発行しないシステムづくり。
- ・ 損害保険会社への指導等を踏まえた、適切な損害賠償が保障される制度の確立
- ・ 保険会社との示談について、加害者弁護士からの行き過ぎた行為を防止すること。
- ・ 誠意のない、態度が悪い保険会社には罰金を課すこと。

- ・ 逃亡者の他、損害賠償の当事者間で合意した条件を遵守しない等の滞納者については、「贖罪拒否債務者」として、破産者に準ずる扱いとするような制度が必要である（被害者・遺族からの申し立てを受けて「贖罪拒否債務者」の認定を行う）。
- ・ 被害者・遺族への損害賠償の支払いが完了しない加害者は、すべて起訴し、原則として有罪とすること。
- ・ 刑事処分の確定時に被害者・遺族への損害賠償の支払いが完了していない加害者については、法務省管轄下に新設する「贖罪・更生支援機関」に登録し、自治体・金融業関連の各種団体などと協同して管理を行うこと。
- ・ 損害賠償の支払いを完了するまでは、行政処分の内容に拘わらず、いかなる種類の運転免許証も発行しないこと。同じく、事故の前科・前歴は既存の規定に拘わらず、消滅しないものとする。
- ・ 早期に刑事裁判の情報を公開し、加害者側と対等の立場で民事責任の追及を同時進行させるようにすること。現在のように妙にねじれた民事不介入（示談の気配だけで加害者有利にする等）は廃止すること。
- ・ 民事裁判、損害保険の示談の場にも加害者を強制的に出させること。
- ・ 犯罪被害者のきょうだい固有の損失（損害賠償請求権）を適正に認めてほしい。

#### □ **公費により弁護士を選任しての法的支援**

- ・ 公費により弁護士を選任することを制度化
- ・ 被害者（遺族）にも国選弁護人を付けられるようにする。

#### □ **国による損害賠償請求費用の補償**

- ・ 国による民事損害賠償請求費用の補償

#### □ **日本司法支援センターの活用**

- ・ 日本司法支援センターの活用を検討すること。

#### □ **その他損害賠償請求に関する援助**

- ・ 交通事故は民事の解決が不可欠なので、被害者側に立つ弁護士の選び方についてアドバイスしてほしい。
- ・ 専門弁護士を作ること。医者に「小児科」「精神科」があるように、弁護士にも「交通事故専門弁護士」の養成が必要である。
- ・ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」（警察庁）及び冊子「被害者の方々へ」（検察庁）の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

### 3 給付金の支給に係る制度の充実等【基本法第13条】

（基本法第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。）

#### 【要望】

#### □ 犯罪被害者等給付金制度の拡充

- ・ 現行の重傷病給付金制度は、入院期間が短くなってきている現状に適應していない。
- ・ 強姦の被害者の診療費及び中絶費用を給付金の対象にしてほしい。
- ・ 加齢と共に経済的に困窮する被害者も多いので、年金方式の給付金を検討すべき。
- ・ やはり一時金だけの支給というのは生活に影響するものであると思うので改善してほしい。
- ・ 少なくとも自賠責の場合と同じ程度の給付金を受けられるようにすべき。
- ・ 被害者が家計の大黒柱である場合は、給付金、残された子息のための育英資金などの助成を充実させること。

#### □ 医療費の支給等新たな犯罪被害者等補償制度の導入

- ・ 医療費、葬儀費用の国費支給
- ・ 罰金を財源とする犯罪被害者等補償制度の新設（医療費や介護費等の無料化、一時金の給付、年金による補償制度）
- ・ 遺族年金というような形で毎月支給されれば、とても頼りになる。
- ・ 犯罪被害者は無償で治療を受けられるようにすべき。
- ・ 国による被害（遺体の搬送費用、葬儀費用、医療費、交通費等）補償（国によるオウム債権の買い取りも検討すべき）

#### □ その他経済的負担の軽減

- ・ 会社に犯罪被害を知られたくないので保険証を使えない、医療費が払えないので病院に行けないという状況を改善してほしい。
- ・ 医療保険をスムーズに使えるように関係機関に周知してほしい。

#### 4 保健医療サービス及び福祉サービスの提供【基本法第14条】

（基本法第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。）

##### 【要望】

##### □ PTSDに関する医療・福祉サービスの充実

- ・ PTSD 治療薬の保険適用
- ・ PTSD カウンセリング医師の養成増員
- ・ PTSD に対する支援制度の確立
- ・ 被害者の心情や PTSD への理解不足などから生じる医療関係者の不適切な言動やカウンセリングを改善すべき。

##### □ 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実

- ・ 後遺障害に対する支援制度の確立
- ・ 後遺障害児に対する救護施設等の整備や訪問サービス等の実施

##### □ 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実

- ・ 女性や少年が犯罪に巻き込まれた場合、警察とは別に婦人相談所、児童相談所が果たせる役割は多く、厚労省の機関による被害者支援策を強く推進する。
- ・ 女性医師の診察を希望する被害者に対応できるよう医師を養成してほしい。

##### □ 犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成

- ・ 被害者支援に精通した心理職、精神科医、法律家等の養成

##### □ その他医療・福祉サービスの充実

- ・ 身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられるよう、既存の医療関係者や関係機関への教育体制を充実してほしい。
- ・ 植物状態になり症状が固定したからといって、転院を迫らないでほしい。
- ・ 地域に格差がなく全ての人に迅速、適切な医療が施される救命救急体制のシステムの確立
- ・ 高度専門医療体制の確立
- ・ 必要提出書類の簡略化
- ・ 交通事故で救急救命などに入院した場合は、社会保険等の使用を原則化とし、拒否する医院・病院は行政処分すること。

- ・ 会社に犯罪被害を知られたくないので保険証を使えない、医療費が払えないので病院に行けないという状況を改善してほしい。
- ・ 医療保険をスムーズに使えるように関係機関に周知してほしい。
- ・ 「被害者会館」の創設や被害者、遺族等が優先的に公共施設（特に土日等）を使用できる体制整備

## 5 安全の確保【基本法第15条】

（基本法第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。）

### 【要望】

- **出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示**
  - ・ 出所の際の住所、矯正の程度等被害者が求める情報を開示してほしい。
  - ・ 仮釈放や満期釈放の者のうち凶悪重大犯に関する情報提供
  
- **刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開**
  - ・ 刑事手続において被害者の氏名・住所を原則非公開にしてほしい。
  
- **加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用シェルターの確保**
  - ・ 加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための被害者専用シェルターを確保してほしい。
  
- **再被害防止のための省庁間の連絡制度の充実**
  - ・ 被害者の希望に応じて関係機関が円滑に再被害防止措置をとりうるよう、省庁間の連絡制度を充実させてほしい。
  
- **その他再被害防止措置の充実**
  - ・ 加害者が出所して来たとき、子供や孫が再被害に遭わないか不安でつらい。長期的視野に立った被害者等の安全確保に配慮してほしい。
  - ・ 加害者が刑務所から出た時のお礼参りなどから身を守る処置をとること。
  - ・ 少年事件では、被害者と加害者が同じ地域に住んでいることが多く、犯罪被害者のきょうだいが再被害に遭うおそれがある。

## **6 居住の安定【基本法第16条】**

（基本法第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。）

### **【要望】**

#### **□ 公営住宅への優先的入居**

- ・ 事件現場となった自宅に住めない場合、公営住宅へ優先的に入居させてほしい。

#### **□ その他居住の安定のための施策**

- ・ 中期的に住んで今後の生活の建て直しを図る居住環境を整備してほしい。

## 7 雇用の安定【基本法第17条】

（基本法第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。）

### 【要望】

#### □ 事業主等の理解の増進

- ・ 精神的衝撃が大きい場合、仕事の能率が下がり、対人関係に支障が出ることが多いので、事業主や職業安定所職員の理解を得る必要がある。
- ・ 行政が被害者に対する会社の理解を率先してアピールすること。
- ・ 風評被害により、リストラされることのないよう、事業主への指導の実施

#### □ 被害を回復するための休暇制度の導入

- ・ 育児休暇や介護休暇と同様に犯罪被害休暇制度があってもよいと思う。
- ・ 被害者が（裁判や通院等）被害回復にかかる期間、休職できる（被害回復休暇）制度の導入

**8 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等**【基本法第18条。  
ただし、以下の要望中には、少年保護事件に関するものも含まれている。】

(基本法第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。)

**【要望】**

**□ 起訴への関与等**

- ・ 被害者に刑事私訴の権利を認めてほしい。
- ・ 起訴不起訴に関する異議申立権
- ・ 検察審査会の決定事項に拘束力をもたせること。

**□ 公訴参加制度の導入**

- ・ 記録の謄写閲覧請求権、証拠提出権、証人尋問権、質問権、不服申立権等を認めてほしい。
- ・ 犯罪被害者等の質問権を保障してほしい。
- ・ 被害者の質問権、証拠を請求・検討する権利を認めてほしい。
- ・ 証人尋問権、意見陳述権等の保障
- ・ 意見陳述のみでなく、公判中も検察官、弁護人と同等の権利を与え、逐一意見交換ができる権利
- ・ 被害者の不服申立権、上訴権を認めてほしい。

**□ その他刑事司法参加の促進**

- ・ 犯罪被害者の司法参加を促進してほしい。
- ・ 犯罪被害者のための刑事司法の実現(加害者と犯罪事実の詳細な把握、被害者の名誉の保護、加害者への適正な刑罰)
- ・ 刑事訴訟法を改正し、被害者が当事者として刑事裁判に参加できること。
- ・ 刑事私訴権を認めない場合、検察審査会の判断に法的拘束力を持たせてほしい。
- ・ 犯罪地と被告人の住所、居所が離れている場合は、被告人の居所で行われていることが多いが、犯罪地で刑事裁判を行うことができるようにしてほしい。
- ・ 検察官には、もっと被害者と向き合い個々の被害の状況を裁判に反映してほしい。そうでなければ被害者の訴訟参加を認めてほしい。
- ・ 検察官の一存で証拠を不要と判断することのないようにすること。
- ・ 刑事裁判において、被害者が事件に関与する法律上の権利を認めてほしい。
- ・ 被害者が加害者の処遇に意見を述べられるようにすること。
- ・ 公判に視覚的な工夫を取り入れ、審理内容を誰にでもわかりやすいものとする。

- ・ 公判中の録音を許可すること。

#### □ 犯罪被害者等のための公的弁護人制度の導入

- ・ 公的被害者弁護人制度の創設
- ・ 被害者（遺族）にも国選弁護人を付けられるようにする。
- ・ 突然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による弁護士が24時間付き添い、相談に乗ってくれるサービスが必要
- ・ 犯罪被害者支援弁護人制度を創設してほしい。
- ・ 被害者に国選の代理人を付けてほしい。

#### □ 捜査情報の提供

- ・ 調書等捜査情報の早期提供及び早期開示
- ・ 捜査情報をリアルタイムに被害者に提供する義務を負わせるべき。
- ・ 被害者に刑事事件の供述調書や証拠の全てを開示すべき。
- ・ 捜査情報の開示を被害者に対して積極的にできるよう、刑事訴訟法第47条を改正すること。
- ・ 捜査の早い段階で交通事故調書の開示を行い、被害者、加害者双方が事故の真相を知ることができるようにすべき。
- ・ 起訴前からの捜査情報の開示
- ・ 捜査段階早期に捜査情報の開示をしてほしい。
- ・ 捜査記録等の手持ち証拠は全て被害者（遺族）にも開示（謄写、閲覧）すべき（弁護人に不同意とされたもの、検察官が不要としたもの等全てを含む）。
- ・ 警察が何を捜査したのか、捜査した項目と担当警察官の名前を書類で被害者に通知してほしい。
- ・ 実況見分調書（目撃者、加害者）と供述調書をできるだけ早期（遅くとも1週間以内）に作成すること。実況見分調書の作成が出来たら、警察から遺族の元に出向いて、事故の詳細を知らせるようにすることを義務化すること。
- ・ 実況見分調書及び加害者の供述調書について、当事者に対し事故直後からの開示を可能にする。
- ・ 事故当日の現場写真は、事故の状況説明とともに開示すること（事故後2～3週間以内に）。
- ・ 徹底した警察初動捜査と捜査進捗状況の連絡の的確な実施
- ・ 科学的初動捜査の充実と捜査状況等の連絡及び説明

□ **不起訴事案に関する情報提供**

- ・ 不起訴事案については、被害者遺族・家族へ、透明かつ十分納得を得られるよう、最善策を講ずる。
- ・ 不起訴には遺族が納得し尽くす説明をすること。

□ **判決確定後の加害者情報の提供**

- ・ 保護観察において、被害者の希望に応じて加害者の情報を継続的に提供すべき。
- ・ 被害者の希望に応じて、加害者の処遇情報を継続的に提供すべき。

□ **犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達**

- ・ 矯正教育のあり方を見直し、刑務所、少年院等で、被害者や遺族の心情、状況を知る機会を増やしてほしい（被害者、遺族から加害者に手紙が届く、加害者が被害者、遺族に手紙を書くなど一律に排除するのではなく、被害者、遺族が希望すれば許可されるように）。
- ・ 矯正施設において、被害者及び被害者遺族の心情や状況を知る機会の実施

□ **刑事司法手続に関する情報の提供の充実**

- ・ 公判日等を原則として通知してほしい。
- ・ 被害者の意見陳述・証人尋問などの権利を明記したパンフを作成する。
- ・ 司法解剖を行う際、十分な説明をしてほしい。
- ・ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。
- ・ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」（警察庁）及び冊子「被害者の方々へ」（検察庁）の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

□ **その他刑事に関する情報提供の充実等**

- ・ 未解決事件においても、捜査に関係のないことはできる限り教えてほしい。
- ・ 被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。
- ・ 被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。
- ・ 少年事件においても刑事裁判と同様の事実認定の実施と情報提供をしてほしい。
- ・ 警察の捜査資料が開示されないか不十分なため、事件内容を知るためのアドバイスをしてほしい。
- ・ 交通事故が起きた場合、警察が責任をもって被害者家族に連絡をすること。

- ・ 検察庁における真摯な捜査と検事・被害者遺族間のコミュニケーションの実施
- ・ 検察と被害者遺族が対話できる時間をもっと作ること。被害者の意見聴取する方法を見直す（カウンセラーの同席等もっと被害者の立場を考える）。
- ・ 現行法・制度の運用及び活用をする場合は、関係機関からの被害者への周知徹底を義務付け、さらに期限を設けての見直しを実施する。
- ・ 犯罪被害者等の必要情報（警察・検察・裁判所での）提供を一本化する。

#### □ その他

- ・ 裁判の進行に伴い、加害者の保護ばかりが目につき、被害者の立場や感情を無視した司法のあり方に疑問を感じる。
- ・ 日本の刑事司法そのものが被害者を再び傷つけることにもなる。被害者の回復に必要な刑事司法が不可欠である。
- ・ 矯正保護関係職員（刑務官、保護観察官、少年院の教官等）も被害者、遺族の置かれている状況を知るように努めること（被害者、遺族にじかに話したり、耳を傾ける機会をつくる）。
- ・ 矯正保護関係職員に対する被害者の状況に関する研修の実施
- ・ 満期出所・退院でも保護観察期間を確保すべき。生命犯は終身保護観察に付すべき。
- ・ 精神障害者の犯罪では、治療後に刑事責任を負わせるべき。
- ・ 解明できない疑惑がある場合は、「解明できないから不起訴」とせず、必ず起訴してほしい。
- ・ 警察の調書作成が誘導になりがちなので、改善してほしい。
- ・ こじつけの執行猶予判決を見直すこと。
- ・ 裁判官は判例のみを強調し、被害者の心情を理解していない。
- ・ マニュアル化の判決はやめてほしい。
- ・ 前例踏襲裁判はやめていただきたい。
- ・ 執行猶予は特別な事例とするべきで、むやみに付けないこと。

#### □ 少年保護事件への参加等

- ・ 少年審判において被害者の傍聴権を保障してほしい。
- ・ 少年審判、精神障害者の審判で質問権・意見陳述権を認めてほしい。
- ・ 少年事件においても刑事裁判と同様の事実認定の実施と情報提供をしてほしい。
- ・ 少年事件であっても、被害者が死亡したり重大な障害を負った場合には、刑事手続をとるべき。
- ・ 少年事件の被害者についても基本法の対象とすべき。

## 9 保護、捜査、公判等の過程における配慮等【基本法第19条】

（基本法第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。）

### 【要望】

#### □ 関係職員への研修の充実

- ・ 専門家（警察官、医療関係者、検察官、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカーなど）が被害者遺族の抱える多様な問題を具体的に知る機会を増やし、専門教育のカリキュラムへの組み入れや教材を開発してほしい。
- ・ 死亡した被害者の尊厳を守って捜査が行われるように、警察官や司法解剖等に関わる医師などの研修を行うべき。
- ・ 警察官、検事、裁判官の市民感覚、市民目線を再教育する。
- ・ 生命の重さ、尊厳教育を警察官、検事、裁判官に再教育する。
- ・ 警察官、検事、裁判官に対する生命の重さや尊厳教育の実施
- ・ 命の重みを交通警察現場に浸透させる方策、および人の痛みが分かる交通警察官を育成すること。被害者を証拠のように扱わない。

#### □ 関係職員の対応・施設の改善

- ・ 犯罪被害者に対するきめ細かな配慮（犯罪被害者といっても、事件・事故態様は千差万別であり、また、各被害者の求めるものも大きく差異がある。そのような多様性を認知、尊重してほしい）
- ・ 捜査関係者の事務的で無配慮な対応を改めてほしい。
- ・ 被害者遺族の声を聞き、被害者が何に苦しんでいるのか耳を傾けて、一人一人の生命の尊厳を持って対応してほしい。
- ・ 事務的な司法関係者の対応を改めてほしい。
- ・ 裁判の進行に伴い、加害者の保護ばかりが目につき、被害者の立場や感情を無視した司法のあり方に疑問を感じる。
- ・ 日本の刑事司法そのものが被害者を再び傷つけることにもなる。被害者の回復に必要な刑事司法が不可欠である。
- ・ 検察庁で被害者の事情聴取をするとき、手錠をはめた犯罪者と同じ部屋で待たせるなど犯罪者と一緒に扱うのはやめてほしい。
- ・ 被害者の心情を考慮した発言をするように指導し、被害者からクレームがあれば、検事の人事考課の資料に入れ、その程度がひどい場合は配置転換、免職にする。

- ・ 検事・副検事の遺族への対応を改善すること。
- ・ 被害者の心情や置かれている状況に対する検事の認識が不足している。
- ・ 裁判官は判例のみを強調し、被害者の心情を理解していない。
- ・ 裁判所職員は公務員的対応に終始し、被害者への理解が欠如している。
- ・ 司法解剖を行う際、十分な説明をしてほしい。
- ・ 司法解剖後の縫合方法や遺体の引き渡し方法について配慮してほしい。
- ・ 被害者が被告人及びその家族と顔を合わせずに法廷に入れるように施設を整備してほしい。
- ・ 被害者のプライバシー、人権、権利の擁護
- ・ 警察の現場検証中、遺体が路上に放置され、晒された。遺体の取扱いに配慮してほしい。
- ・ 警察庁、検察庁、裁判所等の関係者と被害者等の遺族・家族会が定期的に話し合い、被害者の話の講演の場を設定し、被害者等の人権に対する配慮がなされるように啓蒙すること。
- ・ 被害者の状況等に配慮した刑事裁判や司法解剖等の在り方の検討（例えば、司法解剖後の臓器保管に関する法的根拠に疑問がある）

#### □ 弁護活動における配慮等

- ・ 被害者に二次的被害を与えて加害者を有利にする弁護士の手法は見直してほしい。
- ・ 弁護士は、被害者遺族の対応について、定期的に研修を受けることを義務付けること。  
あまりにも資質の低い弁護士は、弁護士資格を剥奪すること。

## 10 国民の理解の増進【基本法第20条】

（基本法第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。）

### 【要望】

#### □ 生命の大切さ、暴力防止や犯罪被害に関する教育活動の充実

- ・ 教育現場での命の大切さに関する教育の実施と地域社会における教育活動としての修復的司法プログラムの導入
- ・ 生命を大切にす教育の実施
- ・ 教育現場で年少の時から命の大切さを具体的に教わる「いのちの授業」の拡充を望む。
- ・ 暴力防止や命の大切さを幼稚園、小中学校等の教育に取り入れてほしい。
- ・ 命の大切さの教育を充実させてほしい。
- ・ 被害者に対する偏見をなくし、被害者が尊厳を持って生きていける社会を実現するために、犯罪被害についての教育を行うべき。
- ・ 子供に対する命の大切さの教育を充実させてほしい。

#### □ 記念日や週間を活用した定期的な広報啓発活動の実施

- ・ 犯罪被害者週間の創設
- ・ 基本法成立日（12月1日）を「犯罪被害者等基本法記念日」とした市民啓発活動の実施（各地で被害者が支援者となって支援活動を行う自助活動（セルフヘルプ・セルフケア活動ともいう）の集会などを企画し、「毎年拡充した諸問題の報告、次年度の課題、各被害者団体の交流」などを促進する）

#### □ メディアを活用した広報啓発活動

- ・ 犯罪被害者の実態をメディアを通じて啓発していきたい。
- ・ 犯罪被害者等への理解を促すためのメディア活用を工夫する。

#### □ メディアの過剰な取材活動、プライバシー侵害に当たる報道等の改善

- ・ 犯罪被害者にとって非常に負担となるメディアに対する規制をしてほしい。
- ・ 写真の無断使用、付きまとっての取材活動、事実と異なる報道、興味本位の報道を改めてほしい。
- ・ 事実と異なる報道やプライバシーの侵害、強引な取材、事件直後の過激な取材攻勢などメディアは報道姿勢を改めるべき。

□ **その他広報啓発活動**

- ・ 交通事故の被害者も、犯罪被害者であるということを国民に十分に理解していただくように十分な広報を実施
- ・ 国民に交通事故被害者がひどい扱いを受けている現状を知らせるための仕組みづくりを行う。
- ・ 毎年発表される交通事故死亡者数を他の事故同様、一定期間の経過を見た数字にすること。
- ・ 犯罪被害者の実態について国民を啓発する事業の予算措置を関係省庁で講じてほしい。
- ・ 行政が被害者に対する国民の理解を率先してアピールすること。
- ・ 被害者感情を逆撫でする周囲の言動が無くなってほしい。
- ・ 被害者等の話を講演する場を設け、そのための費用を予算に計上すること。
- ・ メーカーに対し、国民に対して、安全に留意することを促す CM 制作を義務化すること。
- ・ 重度障害者やその家族に対する社会の見方を改善してほしい。
- ・ 両親にも自分の気持ちを言えないなど、犯罪被害者のきょうだいがかかれた特有の状況を理解してほしい。

## 1 1 調査研究の推進等【基本法第 2 1 条】

（基本法第 2 1 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。）

### 【要望】

#### □ PTSD に関する調査研究及び専門家の養成

- ・ PTSD カウンセリング医師の養成増員
- ・ 被害者の心情や PTSD への理解不足などから生じる医療関係者の不適切な言動やカウンセリングを改善すべき。

#### □ その他人材の養成等

- ・ 危機介入チームの設立（被害者が亡くなった場合、民間、行政諸機関が合同で 2 4 時間以内に支援チームにより、被害発生から葬儀修了まで遺族などを支援する）
- ・ 被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネータが必要である。
- ・ 事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要
- ・ 被害者支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成をすべき。
- ・ 被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。

#### □ 犯罪被害実態等に関する調査研究の充実

- ・ 被害実態の組織的継続的調査の実施
- ・ 犯罪被害者のきょうだいの問題に関する調査・研究を充実させてほしい。
- ・ 医療関係者、損害保険会社、犯罪被害給付金担当者、葬儀関係業者、被害者等による総合的支援プログラムの開発（危機介入チームの設立につながる）

#### □ 犯罪被害者等支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」の設立

- ・ 犯罪被害者支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」を設立してほしい。

□ その他

- ・ 自動車事故調査委員会の設置（マスコミも取り上げるような重大な事故に関しては、飛行機事故調査委員会、鉄道事故調査委員会のように、警察だけでなく、各関係機関が現場に駆けつけ、事故の調査を行い、一定期間の後、メディア上に結果を報告し、再犯防止策を講じ、対策をとる委員会を設置する）
- ・ 海外での交通事故犯罪事情を調査し、より良い制度・仕組みをどんどん取り入れること。
- ・ 大学の関係学部（法律、自動車工学、精神医学、心理学等）における交通事故（被害者）についての研究促進と実務者（警察、検察庁、裁判所、弁護士会等）への研究成果や情報の提供・共有
- ・ 大学や研究機関、弁護士会、行政・司法機関による「交通刑法」の官民を上げての共同研究を実施してほしい。
- ・ 大学・研究機関での犯罪学の研究を充実させ、事例に基づいた心理学、行動学、法律学等の観点からの分析の実施（研究予算をつける）

## 1 2 民間の団体に対する援助【基本法第 2 2 条】

( 基本法第 2 2 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。)

### 【要望】

#### □ 民間の団体に対する財政的援助の充実

- ・ 被害形態がDV、虐待、性被害、未解決事件など、早期支援団体が不慣れな領域を支援している民間ボランティア団体に対しても継続的な経済的支援
- ・ 自助グループへの継続的物的財政的支援
- ・ 地方自治体による財政支援を充実させてほしい。
- ・ 市町村の負担金支出の根拠となる規定を整備してほしい。
- ・ 被害者支援を行政の取り組むべき業務として位置づけてほしい。
- ・ 支援員の研修費用への補助がほしい。
- ・ 民間支援団体へ財政的支援をしてほしい。
- ・ 民間犯罪被害者支援組織では財政基盤確立と人材確保が急務
- ・ 被害者支援法人を法制化し、一定の条件の下に国庫から継続的に財政支援を受けて安定した財政基盤の下で支援に当たりたい。
- ・ 民間の犯罪被害者支援団体が十分な被害者支援を行えるよう経済的援助を行ってほしい。
- ・ 国から被害者の自助グループへの財政的支援

#### □ その他民間の団体に対する援助の充実等

- ・ 政府広報などで支援センターの活動を積極的に広報してほしい。
- ・ 被害者支援サービスを提供する関係省庁から支援団体に職員を派遣し、被害者支援サービスの充実を図りたい。
- ・ 被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。
- ・ 全国的な犯罪被害者支援センターの整備
- ・ 行政や専門家が連携して事件の直後からそれぞれの時期、段階において、被害者遺族の求めに応じたサポートができるような犯罪被害者支援センターを北海道に設立すること。

#### □ その他

- ・ 支援センターによる保険会社との代理交渉や留守宅の管理等生活支援の充実
- ・ 事故鑑定については、民間団体を育成し、警察の作業を軽減すること。

### 1 3 意見の反映及び透明性の確保【基本法第 2 3 条】

（基本法第 2 3 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。）

#### 【要望】

#### □ 犯罪被害者等からの継続的な意見聴取等の実施

- ・ 継続的なヒアリングの実施
- ・ 具体的施策が策定された後も、被害者の意見を聴取し、それがどのように反映されたか明らかにしてほしい。適正な運用や必要に応じた是正を行うため、被害者の意見を聴取する機関を残してほしい。
- ・ ヒアリングは今回だけでなく、できる限り多くの発言の機会をいただきたい。
- ・ 犯罪被害者等の声を頻繁に定期的に聴く場を設定する。
- ・ 犯罪被害者等の国民の声を即刻、行政に反映する体質を養う。
- ・ 被害者のニーズや声が政府に届くように、被害者からのヒアリングの継続実施やインターネットを活用できるようにしてほしい。
- ・ 今後このようなヒアリングを行う際、必ず事件できょうだいを亡くした人を参加させてほしい。

#### □ 意見を反映した基本計画の策定等

- ・ 真に犯罪被害者の視点に立った犯罪被害者等基本計画の策定
- ・ 交通事故被害者を踏まえた犯罪被害者等基本計画の策定

#### □ 基本計画策定における犯罪被害者等の関与の充実

- ・ 犯罪被害者等施策推進会議の会長や委員には、被害者やその支援に関する学識経験者のみならず、実際の被害者支援の現場について理解と経験を有する者も加えてほしい。

#### □ 基本計画の効果的な公表等

- ・ 具体的目標・達成期間を定め、重点施策実施計画を策定し、重点施策実施計画策定後は、迅速な公表・周知を図る。
- ・ 重点施策実施計画策定後は、進捗状況を継続的に調査・公表する。

#### □ その他

- ・ 犯罪被害者等基本法を一年毎に見直ししてほしい。
- ・ 新たな犯罪被害者施策は、遡及的に適用してほしい。

## 14 その他犯罪被害者等のための施策

### 【要望】

#### □ 憲法改正

- ・ 犯罪被害者の基本的人権の明文化
- ・ 憲法に被害者の人権を明文化する。
- ・ 交通事故被害者の人権を確立する。

#### □ 交通事故を犯罪として定義

- ・ 交通事故を犯罪被害者等基本法の「犯罪等」に明確に定義する。
- ・ 交通事件を交通犯罪としてほしい。

#### □ 加害者の厳罰化等

- ・ 被害者の痛みに合う加害者の厳しい処罰
- ・ 刑期の上限を取り払うこと。
- ・ 他人の体を傷つけた加害者には恩赦はしないようにしてほしい。
- ・ 仮出所制度をやめてほしい。
- ・ 危険運転致死傷罪を積極的に適用し、過失責任の大きい事故で人を殺したり、人を重度障害者にした加害者は二度と運転免許を与えないとか、あるいは、加害者の情報を提供してほしい。
- ・ 交通事故の遺族が癒されないのは、加害者の処分があまりに軽い処分であるからである。加害者を厳罰化し、世の中は交通事故に甘くないと、無免許、無保険、ひき逃げのような場合も危険運転致死傷罪を適用できるよう同法の見直し。
- ・ 加害者の厳罰化（特に危険運転致死傷罪の積極的適用と拡充）
- ・ 死亡事故については、業務上過失致死傷または罰金刑などの軽い処分で済ますことはやめてほしい。
- ・ 危険運転致死傷罪の積極的適用
- ・ 危険運転致死傷罪の適用を拡大すること。
- ・ 交通犯罪に対し、業務上過失致死傷罪とくくるのではなく、「自動車運転業務過失致死傷罪」（仮称）を設けるなどして、命の重みに見合う裁き（厳罰）に処すること（交通事故に特化した刑罰体系が必要）。
- ・ 職業運転手の刑罰を一般ドライバーとは別に厳しく設けるように刑法を改正する。また、ドライバーの教育とその他の環境（車自体の持つ危険性、事業者、メーカー、教習所等）への責任問題等が大いに関係してくるので、車自体の持つ危険性によっても刑罰の差をつける事も考慮する。

- ・ 業務上過失致死罪の刑罰の上限を15年の懲役、または禁錮まで引き上げる。罰金の上限も1,000万円まで引き上げるよう刑法211条を改正する。特に被害者死亡については厳罰化が必要である。
- ・ 死亡交通事故を起こした加害者の免許証は、全体に色を付ける。
- ・ 道路交通法を改正し、酒酔い運転、酒気帯運転の刑罰を厳しくすること。
- ・ 罪を犯した人は無条件に自動車運転免許を失効させること。「人命を軽視するもの、法律をまもらない者の運転免許は取り消すことができる。」という内容に道路交通法103条を改正すること。
- ・ こじつけの執行猶予判決を見直すこと。
- ・ マニュアル化の判決はやめてほしい。
- ・ 前例踏襲裁判はやめていただきたい。
- ・ 執行猶予は特別な事例とするべきで、むやみに付けないこと。

#### □ 交通事故捜査の充実等

- ・ 交通事故の初動捜査は偏見を排し、適正に行ってほしい。
- ・ 初動捜査の充実と科学的検証の徹底
- ・ 事故態様の解明を確実にする証拠保全、写真撮影、測量などを行うこと。
- ・ 数値計算の導入と計算書条件の開示により、加害者供述の客観的な検証を確保すること。
- ・ 交差点における監視カメラの設置義務化
- ・ 信号に関する客観的で確実な証拠を得るため、交差点カメラの設置を進めること。
- ・ 車両にドライブレコーダー装着の義務化
- ・ 厳正、迅速、的確な捜査を実施してほしい。
- ・ 物証の保全を確実にしてほしい。
- ・ 加害車両は一定期間保持しておくこと。少なくとも刑事裁判終了まで（民事裁判終了後という意見もありますが）。
- ・ 事故後すぐに、飲酒検査を実施してほしい。
- ・ 科学的な方法で証拠保全をしてほしい。
- ・ 科学捜査でスピード鑑定を実施すること。
- ・ 被害者家族が納得するような捜査をすること。
- ・ 検察も警察とは別の観点より独自の捜査を行なう。その際、警察と検察は独立した機関とし、検察は警察の捜査に対し、その捜査が妥当であるかを判断し、捜査不十分あるいは捜査内容が公正でない場合、警察に再捜査を命じる。
- ・ 検察に書類が回ったら（送検）必ず遺族から事情を聞き警察より送られてきた書類と照らし合わせてきちんと捜査すること。

- ・ 交通事故を扱うことの多い副検事のレベルが低いので、交通事故に特化した（専門知識を持った）検察官を養成してほしい。また、検察官も現場を確認することを必須とすること。
- ・ 被害者死亡などの重要な事件は、副検事に担当させない。
- ・ 送致されてから処分（起訴）決定までの時間を短縮すること。
- ・ 捜査官は、加害者は「絶対にウソの供述をする」との前提で捜査にあたっていたきたい。特に被害者が死亡している場合は、加害者だけの供述で報告書が作成されることがある。
- ・ 加害者に対し、誘導するような尋問（現場検証、調書作成）はしないこと。
- ・ 取り調べ警察官が自ら描いたストーリーに沿った調書の作成をしないこと。
- ・ 経験やカンに頼った捜査（例えば、子供＝飛び出し）をしないこと。
- ・ 警察官は予見を持たないで捜査すること。
- ・ 通報者、目撃者等事故に関係した人には実際に面談し、調書を作成すること（電話だけの確認は不可）。
- ・ 警察官は、「ただただ、実況見分調書を完成させる」との意識に立つのではなく、「誰に対しても自信を持って説明できる実況見分調書を作る」との意識で、初動捜査すること。
- ・ 警察と検察が連携し、最後まで責任を持って、捜査を行うこと。
- ・ 捜査能力の向上させること。事故原因に自信が持てない場合の現場捜査の進め方を、県警組織全体で検討すること。より事故捜査能力に長けている警察官による再捜査、物証探し、あるいは科捜研への捜査・鑑定依頼の制度化等を実施すること。
- ・ 事故発生直後に加害者の携帯電話の通話記録の確認すること。救急、警察への通報記録も確認し、事故直後に最初に何処へ電話をしたかもチェックし、救護なしに知人や保険会社等に連絡していないか、確認すること。
- ・ 事故当事者の飲酒をチェックするために、事故現場へは飲酒チェック機器を必ず持ち込み、事故当事者の飲酒の有無を必ずチェックすること。また、飲酒の可能性の判断基準の見直しと事故の当事者が負傷していて呼気検査ができない場合の搬送先での血液検査のあり方の見直し、飲酒運転のチェックを厳しくすること。
- ・ 事実に基づいて忠実に公平な判断を下す為には、捜査段階での真相究明の為の捜査が不可欠である。
- ・ 重大な事故の場合には警察だけでなく、関係機関（製造メーカー含む）も合同で現場検証に臨み、原因究明と今後の事故防止に努めることとすること。
- ・ 捜査の技術や知識の向上を試み、現場に生かされる仕事をしてほしい。
- ・ 人命救助の治療を優先してほしい。また、被害者や医師に圧力をかけないでほしい。
- ・ 被害者が入院した場合、被害者遺族が弁護士を立てなくても警察から病院の全ての治療に関する記録を保全してほしい。被害者が望めばその全ての書類を譲り受けたい。

□ **交通事故被害者に関する独立した施策**

- ・ 「交通事故被害者」に対する施策を独立して組む。

□ **交通事故の防止**

- ・ 道路交通法を改正し、高齢者の免許制度を見直す。 免許更新時に受ける高齢者講習の受講年齢を 70 歳から 65 歳に引き下げる。 適性検査基準を高め、不適格とされた者には免許の更新を行なわない。 ゴールド免許 70 歳からが 4 年、71 歳からが 3 年と定められる免許有効期間の間隔を 65 歳、66 歳からに引き下げる。 事故を起こした時のペナルティー、罰則規定の強化 高齢運転者標識（通称「もみじマーク」）の取付を 70 歳から 65 歳に引き下げる。
- ・ 交通事故防止対策・施策を考慮する。

□ **交通事故に関する行政処分の適正な実施等**

- ・ 恣意・裁量の入ることのない行政処分を行っていただきたい。
- ・ 刑事処分確定までは再捜査の可能性があるにもかかわらず、刑事処分前に行政処分がなされているので、行政処分の決定タイミングを見直すこと。
- ・ 加害者の行政処分について事前に通知してほしい。

□ **交通事故加害者に対する更生プログラムの整備等**

- ・ 加害者の更生及びしよく罪プログラムの開発
- ・ 死亡・重傷事故の加害者、および、結果の軽重を問わず酒酔い・無免許・暴走などの人身事故の加害者は、被害者・遺族への損害賠償の支払いや罰金の他に、「贖罪・更生支援機関」に損害賠償額の 0.5 ~ 1 % の金額を納め、現行の贖罪教育と合わせて「支援機関」の実施する更生プログラムを受けること。なお、この納付金については、保険の充当を認めないこと。
- ・ 就労能力があるにも拘わらず就労しない加害者については、「贖罪・更生支援機関」の運営する事業施設（事故防止・交通安全グッズの製作や廃物リサイクル、公園・海岸の清掃など）において強制的に就労させ、損害賠償金の総額の 1 / 5 に当たる額の支払いが完了するまで、給与の 1 / 3 を天引きするとともに、支援機関の実施する更生プログラムを受ける。こうした就労を拒否する者は、「贖罪拒否罪」として、懲役・禁錮刑に処するものとする。

□ **警察官・検事・裁判官に対する生命の尊厳についての教育や市民感覚の教育の実施**

- ・ 警察官、検事、裁判官の市民感覚、市民目線を再教育する。
- ・ 生命の重さ、尊厳教育を警察官、検事、裁判官に再教育する。
- ・ 裁判官は判例のみを強調し、被害者の心情を理解していない。

□ **脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮等**

- ・ 「脳死」臓器移植法及びその改訂法案の検討にあたっては、被害者の家族、遺族の現状を十分に反映する。
- ・ 被害者の臨床的「脳死」診断には必ず所轄の警察官と監察医が立ち会い、家族の心情と精神的状況を配慮しつつ、検視の重要性（事故態様の真相究明）と捜査過程に関する説明を行うことを、被害者、家族の早期支援策として整備すること。

□ **特区制度を活用した犯罪被害者等支援施策の充実**

- ・ 特区制度を活用した被害者支援策の充実、例えば、交通事故の場合、カーシェアリング、飲酒をした場合アルコール検知でエンジンが始動しない車両、それをささえる公的駐車場、代行業者、大型車の左方巻き込み防止のための左ハンドルの導入、信号機の見直し等、各地で競い合いそれを全国に広める。